

母子生活支援施設利用者にみる金融排除

佐藤 順子

- 1 問題の所在
- 2 先行研究
- 3 調査の概要
- 4 まとめ——母子生活支援施設利用者への家計相談支援の今後

1 問題の所在

日本における母子世帯をめぐる状況は、就労の困難さや収入の低さなどから「子どもの貧困」と関連づけられていることが指摘されて久しい。厚生労働省（2017）「平成 28 年全国ひとり親等世帯調査」によると、2015 年の母子世帯の母自身の平均年間収入は 243 万円、うち、母自身の平均年間就労収入は 200 万円で、同年の国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を 100 として比較すると 49.2 にとどまっている。

一方で、なぜ母子世帯がそのような状況から抜け出せずにいるのか、そのための解決の手立てとなり得るものは何かなどについてはあまり具体的に提起し上げて来られなかったと言えるだろう。確かに、母子世帯が利用し得る児童手当、児童扶養手当や生活保護費などの現金給付がその支援策として期待されている。しかし、これらの現金給付の充実を前提にしながらも、現金給付という支援のみが母子世帯が抱える貧困などの問題解決に結びついていないのかについては検討の余地がある。

「従来の貧困問題の焦点であった貨幣所得問題ばかりでなく、またその貨幣所得と家族の欲求のアンバランス＝赤字や生活水準の制限問題でもなく、——むしろそのバランスをつけようとしてなされる過剰な借金や逆に過度の節約などをも含んだ——貨幣を「使用する過程」で発生する借金返済不能や料金の滞納、あるいは家族の不十分な家計管理や不適切な家族内の配分、割高な買い物、詐欺商法などによって生活水準の実質的低下やその他の生活困難が生ずる。」
(岩田 1991)

このように、岩田は貧困問題を貨幣所得問題だけでなく、貨幣を「使用する過程」で発生するさまざまな問題などによって生活困難が生じることへの着目を示している。

そこで取り上げたいのが金融という手法である。臨時的な事態が発生したときのバッファーであ

る預貯金をはじめ、医療や教育への出費に備えるための保険や借入れのみならず、クレジットカードの利用などによるキャッシュレス決済など、金融は今や日常生活に幅広く根付いており、人が現代社会において生活する上で不可欠な手立てである。

では、金融から排除されている状況とはどのような状況を指すのか。Gloukoviezoff は、金融排除を社会的排除と深く関わっているものと捉え、金融排除がもたらす社会的影響を重視している (Gloukoviezoff 2007)。さらに、金融排除に至る過程に着目し、「金融排除の過程は、金融へのアクセスや使用の困難に直面した人々が所属する社会において『当たり前前の生活』を営めなくなる過程のことである」(Gloukoviezoff 2011) と定義している。

なかでも、家族や親族などの私的ネットワークによる支援に頼ることが困難な母子生活支援施設利用者にとって、金融から排除されることは「当たり前前の生活」を営むことを阻害する原因となる可能性が高いことが予想される。

母子生活支援施設は、児童福祉法第 38 条に定められた「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」とされ、原則として 18 歳未満の子どもを養育していたり、何らかの事情で離婚の届出ができないなどの母子世帯に準じる母親が子どもとともに生活する居住型の施設である。また、2004 年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、Domestic Violence (以下、DV) の被害者を保護する一時保護機能の役割を果たしている。

全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会 (2015) によると、全国 233 か所 (調査当時) の母子生活支援施設への入所理由として最も多いのは、「夫などの暴力 (DV)」が 54.0%、次いで「経済事情」が 49.9%、「住宅事情」が 48.0% (複数回答) と続いており、これらの問題を重複して抱えている入所者が多くを占めていることがうかがえる。

本稿では、母子生活支援施設利用者にとっての「金融」に着目して、金融排除の実態について明らかにし、どのような支援のあり方が課題なのかについて検討することを目的としている。

2 先行研究

母子生活支援施設入所者の抱える困難と支援のあり方について明らかにした調査研究を概観すると、一つは母子生活支援施設入所者についての調査研究であり、もう一つは母子生活支援施設職員 (支援者) についての調査研究に大別される。

母子生活支援施設入所者に対する調査では、中澤・鳥山が 2015 年に北海道内の 10 か所の母子生活支援施設入所者について行った「母親の現況」「就労」「家計」「貯金」「借金」「子育て」「母親の生活歴」「施設での生活」「退所後の生活」などの多岐にわたる詳細な項目立てからなるアンケート調査が挙げられる (中澤・鳥山 2016)。なかでも、家計の状況との関連では中澤・鳥山の調査結果によると、144 名のアンケート調査回答者のうち、収入面では年収 200 万円未満の人が 68.8%、200 万円から 300 万円未満の人が 20.1%であった。支出 (やりくり) については、「支払いの遅れやお金を借りることはない」が 52.1%と半数を超えているものの、「公共料金・税金・保険料の支

払いを遅らせる」が16.0%、「クレジットカードの支払いを遅らせる」が4.2%、「クレジットカードのキャッシングを使う」が3.5%、また、「お金を借りるところがない」とする人も16.0%あった。

さらに、調査では入所者に対して「もっとも悩んでいるもの」について尋ねている。その結果、「経済的なこと」が27.1%、次いで「自分の将来のこと」が18.8%、「仕事のこと」が15.3%と続いている。

この調査結果からは、母子生活支援施設入所者の7割近くが年収200万円未満と低収入であること、4割近くが租税公課などの支払いの遅延などによってやりくりをした経験を持つこと、そして、「経済的なこと」を最も悩んでいるとしていることなどがうかがえる。

一方、母子生活支援施設の支援者についての研究として、我謝（2015）による母子生活支援施設の支援者に対するグループインタビュー調査の実施などが挙げられる。調査の結果、支援者に求められるものは、「生活の場であればこそできる日常生活支援」「ソーシャルワークの考え方を基盤とする総合的支援」「専門的対人援助スキル」の三つの視点に分類されている。

特に、ソーシャルワークによる支援を可能とするためには、支援者が専門的対人援助スキルを獲得することと同時に、支援者へのサポート体制を整えることが母子生活支援施設における支援の課題であるとしている。

また、増井らは、母子生活支援施設をはじめ、婦人相談所・婦人保護施設・救護施設・民間シェルターの支援者についてアンケート調査を実施している（増井ほか2019）。その結果、これらの女性を保護・支援する施設のレジデンシャル・ソーシャルワークは次の2点を踏まえていることが必要であるとした。

一つは施設の持つ支援対応力の向上である。もう一つは、多様な利用者を施設のみで支援することや施設利用中の時期だけで支援課題を解決することは不可能であることから、施設入所中の他機関との協働に加えて、施設退所時に他機関に支援をつなぎ、その後も地域において支援が継続するという重層的な連携が必要と結論づけている。

このように、先行研究によって母子生活支援施設入所者の実態と支援者による支援の課題が次第に明らかにされて来つつある。しかし、中澤・鳥山の調査で報告されたように、入所者自身の困りごとや悩みとして「経済的なこと」が最も多く挙げられていることから、入所者にとって「経済的なこと」の解決につながる支援のあり方とは何かについて検討することは不可欠だと思われる。

3 調査の概要

本稿では、はじめに母子生活支援施設Xの利用者に対して、調査票に基づくインタビュー調査を行い、次に同施設の職員に対して半構造化インタビュー調査を行った。なお、利用者に対するインタビュー調査結果は同施設職員からのヒアリング調査で補足した。

これらの調査結果を概観した上で、母子生活支援施設入所者に求められる支援、とりわけ「金融」に焦点をあてた支援とは何かについて以下、検討していきたい。

なお、本調査は佛教大学「人を対象とする研究計画等審査」を経ており、発表にあたっては、日

本社会福祉学会研究倫理指針に則って、調査対象となる施設および個人名の匿名化をはかり、事例については内容を損なわない範囲で加工を加えている。

(1) 母子生活支援施設利用者へのインタビュー調査

母子生活支援施設 X の 8 名の利用者（母親）——そのうち、1 名は退所者——に対して、質問票に基づいたインタビュー調査を実施し、さらに同施設職員 3 名に対して半構造化グループインタビュー調査を実施した。

母子生活支援施設 X の利用者へのインタビュー調査は 2017 年 8 月に、同施設職員へのインタビュー調査は 2019 年 3 月にそれぞれ実施し、同施設の利用者へのインタビュー調査に際しては、（公財）京都社会福祉士会吉村功子会員の協力を得た。

なお、本調査は科学研究費基盤研究（C）「金融包摂による生活困窮からの脱却可能性」（2016～2018 年度、研究代表者：小関隆志）の調査の一環として実施した。

調査を実施するにあたって、次の 2 点を留意事項とした。1 点目は回答の保留についてである。「匿名ですが、答えたくない質問については、無理に答えなくてかまいません」と事前に読み上げて回答者に確認し、特に貯蓄額、負債額などの設問に対して回答に強い抵抗を感じるような場合、回答保留（無回答）とした。

2 点目は世帯と個人の状況についてである。調査は年齢層・性別・障害・就業などを除いて世帯単位の情報を尋ねているが、回答者が配偶者や他の世帯員などの世帯全体の状況を正確に把握していない場合は、世帯全体の状況については保留し、回答者本人の状況に限定して回答してもらうこととした。

調査票・フェイスシートは文末の資料 1、調査票・質問項目は同資料 2 のとおりで、フェイスシートは、主に利用者の属性についての選択式質問と経済状況に関する質問から構成されている。さらに、回答者への質問項目として、大きく分けて(1)家計収支、(2)貯蓄・資産運用、(3)負債・借り入れ、(4)年金、(5)健康保険、(6)金融サービスの利用でトラブルに遭った経験、(7)その他からなる項目について尋ねている。

(2) 調査結果の概要

以上のように、調査項目は多岐にわたるが、本稿では、主に母子生活支援施設利用者の「収入構成と家計収支の特徴」、「預貯金額とその用途」、「負債・借り入れと自己破産歴の有無」について取り上げる。また、インタビュー調査を進める中で明らかになった、DV 被害との関わりに焦点をあて、DV 被害歴の有無を追加した。さらに、「その他」として金融サービスのあり方に対する希望についても紹介したい。以下、インタビュー調査結果の概要について述べたい（次頁表 1 参照）。

収入構成と家計収支の特徴

表 1 のとおり、インタビュー調査に応じた 8 名中 5 名が生活保護を受給し、8 名中 6 名がパートまたは正職員として就労収入（休職手当を含む）を得ていた。8 名全員が児童扶養手当及び児童手

表1 母子生活支援施設Xの利用者の状況
収入構成・家計収支・預貯金額と使途・自己破産歴の有無・DV被害歴の有無

	収入構成	家計収支	預貯金額・使途	自己破産歴	DV被害歴
Aさん	生活保護費 パート収入 児童扶養手当 児童手当	預貯金の取り崩しで生活費を補っている	約10万円 施設退所のため	あり	あり
Bさん	生活保護費 児童扶養手当	家計(金銭)管理が苦手 で施設職員の支援を受けている	約10万円 子どものため及び施設退所のため		あり
Cさん	生活保護費 児童扶養手当	預貯金の取り崩しで生活費を補っている	約30万円 将来及び突然の出費のため		あり
Dさん	生活保護費 パート収入 児童扶養手当 児童手当	出費を切り詰めながら生活している	約40万円 子どものため及び施設退所のため	あり	あり
Eさん	生活保護費 パート収入 児童扶養手当 特別児童扶養手当 児童手当	(生活保護でカバーできない)子どもの入院に伴う出費がかさみ、家計を切り詰めている	なし ゆとりがない	あり	あり
Fさん	休職手当(正職員としての) 児童扶養手当 児童手当	特に困難はない	約200万円 施設退所のため		あり
Gさん	就労収入 児童扶養手当	特に困難はない	約500万円 将来のため		出産後、子とともに遺棄される
Hさん	就労収入 児童扶養手当	子どもの教育費にお金がかかり、出費を切り詰めている	約150万円 子どもの教育費及び将来のため		あり

当を受給し、1名は特別児童扶養手当も加えて受給していた。そのため、収入構成に見られるように収入源は、「生活保護費」「就労収入」「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」「児童手当」の複数組み合わせである。

また、家計収支では8名中2名(いずれも生活保護受給世帯)が「預貯金の取り崩しで生活費を補っている」と回答している。自由回答の具体的な内容を見ていくと、以下のとおりであった。なお、()内は筆者による補足である。

生活保護受給世帯の教育費と医療費

Cさん「(家計費が)不足しないようにやりくりしているが、(生活保護から支給されない)子ども

もの修学旅行などの教育にかかる費用が必要な場合は苦しい。(生活保護の受給により)収入は安定しているが、冬季加算がある時とない時の生活保護費の(支給額)の変化は厳しい。

Eさん「月の予算を設定しているが、家計は不足気味で出費を切り詰めている。保護費はあくる月の調整であり、その月が苦しくなることがある。子どもが体調不良になったとき、急な出費で苦しかった。子どもの入院の際も(生活保護費でカバーできない)様々な出費で苦しかった」。

このように、生活保護を受給しながらも預貯金の取り崩しで生活を維持していたり、出費を切り詰めていたりして家計収支のコントロールの困難さを訴える利用者の回答に共通することとして、次の2点が挙げられる。1点目は、生活保護の受給自体は生活の維持安定につながっているが、子どもの教育や医療にかかる臨時的な出費が生じると、たちまち預貯金の取り崩しに直結すると感じていることである。

その理由の一つとして、教育費に関して、修学旅行費の出費に対する負担感が挙がっていた。生活保護法では他法他施策が優先されるため、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づいて修学旅行費が支給されることになる。

文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム(2019)によると、平成29年度修学旅行費は国の予算単価は小学生21,490円、中学校57,590円と設定されているが、それ以下の修学旅行費しか支給していない市町村も多くある。

実際に、母子生活支援施設Xの所在地では、小学生の修学旅行費は21,670円以内、中学生は57,300円以内の支給基準が設けられている。しかし、支給される金額以外にも修学旅行中の着替え、小遣いやみやげ物代などにかかる費用が入り用であることが想定され、これらの費用を捻出するためのやりくりの苦労が存在することと思われる。

さらに、Aさんは「(教育費負担は)重いと感じる。保護費から出るものもあれば、出ないものもあり、その内容がわからない。CW(生活保護現業員)によって対応が異なる。領収書をとっておいても後から『出ません』といわれ、困ったことがある」と述べている。

このように、生活保護制度から支給される教育費について、事前に生活保護現業員による説明が不十分であるか、もしくは了解されていないことも利用者の家計収支のコントロールを困難にしている一因であろう。

また、Eさんは3人の子どもを抱え、そのうち1人の子どもには発達障害があるため体調の急変が起りやすく、医療費などの急な出費が家計を圧迫していると感じている。

生活保護の医療扶助は、診察をはじめ投薬、医学的処置、その他の治療・施術及び治療材料などに対して支給され、一見して幅広く医療にかかる出費をカバーしているように見える。また、医療扶助以外にも入院中の日用品費、おむつ代(紙おむつ代またはおむつ洗濯代)、入退院または通院等のために必要な移送費や義肢・装具・眼鏡など、治療上必要な治療材料にかかる費用が支給され、これらの治療材料基準額を上回る場合は実施機関によって特別基準を設定することも可能である。しかし、医療扶助は現物給付であるが、移送費などは立て替え払いであり、子どもの緊急受診にともなう有形無形の出費は家計を圧迫する一因となる。

生活保護法と稼働収入認定

生活保護を受給しながらも、預貯金の取り崩しで生活を維持していたり、家計収支のコントロールの困難さを訴える利用者の回答に共通するもう一つの点として、月々の収入が平準化されないことが挙げられる。生活保護受給中で就労収入のある利用者からは、次のような回答が見られた。

Aさん「パート就労のため、収入は変動がある。（そのため）保護費の調整がある。（その結果）貯金の切り崩しをしなければならない」。

Eさん「保護費はあくる月の調整であり、その（あくる）月が苦しくなることがある」。

生活保護を受給している利用者、なかでも不安定就労の場合、就労収入が一定額の控除を経て認定され、収入の総額が翌月に減少する。収入が一定しないことは利用者の家計収支コントロールを難しくしている。

手当の「まとめ払い」と収入を得る時間軸のばらつき

Aさん「児童扶養手当の『まとめ支給』は辛い。入金された時に我慢していたものをつい買ってしまいうため後々困る」。

このように、「まとめ払い」については、すでに毎日新聞電子版2016年5月3日付「児童扶養手当 加算額大幅増も貧困解決には遠く」、朝日新聞電子版2017年12月18日付「児童扶養手当、年6回の方針『まとめ支給』見直し」などの新聞記事に批判的に取り上げられて来ているが、児童扶養手当の支給方法は2019年11月から支給回数が変更された。しかし、支給回数が年3回から6回になったとしても、手当の「まとめ払い」が「後払い」であることに変わりはない。

なお、特別児童扶養手当（知的障害や身体障害があつたり、それに準ずる状態の20歳未満の子を持つ親に支給される）は、引き続き4か月分が年に3回支給され、児童手当も同様の予定である。

さらに、手当や生活保護費が振り込まれる日にもばらつきがある。母子生活支援施設Xの所在自治体では、生活保護費が振り込まれる日は概ね毎月末、児童手当が振り込まれる日は概ね11日、児童扶養手当が振り込まれる日は概ね10日とまちまちである。これらの振込み日を把握した上で家計収支をコントロールすることはさらに難しいと言える。

預貯金額とその使途

預貯金額は、Eさんの「なし」を除くと、約10万円から500万円まで分布している。特に、生活保護受給世帯は非生活保護受給世帯に比べて（「なし」から40万円まで）預貯金額が低く、教育や医療などの緊急時の出費に対する備えのもろさを示している。

また、預貯金の使途は生活保護受給世帯4名が「施設退所のため」「子ども（子どもの教育）のため」「突然の出費のため」「将来のため」と続く。施設退所にもなう転居や家電・家具什器を取り揃える費用を蓄えることは入所者に強く意識されており、貯蓄行動のきっかけとなっている。

負債・借入れ、自己破産とDV被害歴

負債・借入れと自己破産についての自由回答で特徴的だったこととして、回答者全員にDV被害歴があり（うち、1名は出産後子どもとともに遺棄される）、そのうち3名が「自己破産歴あり」と答えていたことが挙げられる。具体的には母子生活支援施設への入所に至るまでに次のような経過をたどっていた。

Aさん「貸金業者（消費者金融）からの借り入れやクレジットカードによる借り入れ（キャッシング）の経験がある。（元）夫の名義では利用できず、私の名義で勝手に使用された。結果的には返済できず、自己破産した」。

Dさん「（DV被害に遭う中で生活費の借入れ目的で消費者金融を利用したあと）返済が苦しくなり、債務整理をした」。

Eさん「DVにより二度の離婚をして施設入所した。一度目は働かない（元）夫で、わずかな生活費しか渡されず、食費に困った。二度目の（元）夫は身体的暴力、性的暴力、子どもへの暴力があった。（元夫は）職を転々とし、定着しなかった。（元夫は）消費者金融に5、6件、私の名義でお金を借りていた。私の借金のため（その結果）自己破産をした」「返済ができない時、督促され、度重なる訪問があった。業者がチャイムを鳴らしても出ず、居ると分かる何時間も玄関先で待機された。支払えないため交渉しても、『いついつまでに支払う』という声を聞くまで帰らない。そんな生活が数か月続いた」「自己破産者のためクレジットカードは保有していない」。

このように、DさんはDV被害に遭う中で生活費を消費者金融から借り入れ、Aさん及びEさんは共に元夫が本人の名義で借金をしたことから債務を負わされている。

DV防止法における「配偶者からの暴力」とは、「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）」とされており、同法には「配偶者からの経済的暴力」について定義はない。しかし、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法）や高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）では、「経済的暴力」は障害者や高齢者の「財産を不当に処分することその他不当に財産上の利益を得ること」と定義されている（佐藤 2019）。

Aさん及びEさんの事例に見られるように、「（元夫が）債務を負わせること」が身体的、心理的、性的DV被害と並んで母親と子どもを経済的困窮に陥れ、生活保護受給に至らしめている。戒能（2002）は「『貧困問題』は『貧困層』の女性の問題であると現場では認識される傾向がある。それでは、逆に貧困層以外の女性の『暴力の結果としての貧困』問題がこぼれ落ちる危惧を感じる」と指摘しているように、「暴力の結果としての貧困」がこれらの事例から浮かび上がって来ていると言える。

その他、金融サービスについての要望

インタビュー調査では「金融サービスについて要望すること」についても尋ねている。その結

果、「無利子の貸付があれば良い」「仕事で ATM の無料利用時間中に利用できず、手数料がかかり困る」「銀行手数料を無料化してほしい」「ひとり親を優遇する貯蓄制度があれば良い」「（子どもの）教育のための支給を増額してほしい」「子どもの物を購入するためのサービスがあれば良い」など、金融サービスについて具体的で切実な要望が述べられていた。

そして「お金のことは親や生活保護 CW、施設職員に相談する」という声があった一方で、「貯蓄について身近に相談できる場所があれば良い」という意見が挙がっていたが、次に、母子生活支援施設 X の職員からのインタビュー調査結果を踏まえて、母子生活支援施設利用者に対して家計相談支援に関してどのような支援がなされているか概観していきたい。

（3）母子生活支援施設職員へのインタビュー調査結果——職員による家計相談支援

調査は母子生活支援施設 X の職員 3 名に対して半構造化グループインタビュー形式で行った。質問項目は、(a) 職員による利用者への家計相談支援をどのように考えているか、(b) 実際にどのような家計相談支援を行っているか、(c) 家計相談支援にはどのような方法が効果的と考えているかの 3 点について自由に回答してもらった。その結果を概観すると、以下のとおりである。

(a) 職員による利用者への家計相談支援をどのように考えているか

「（職員が利用者の）家計に立ち入ることは、世帯のプライバシーに踏み込むことになるので、難しいと感じている」。

「施設としては、家計管理に限らず困りごとがあれば対応するというスタンスを取っているため、特に家計相談支援を意識して行っていることはない」。

(b) 実際にどのような家計相談支援を行っているか

「原則として、通帳は施設で預からないが、19 名の入所者のうち 1 名の知的障害のある入所者についてのみ、前に入所していた施設からの引き継ぎと本人の希望に基づいて施設で通帳を預かって入出金を管理している」。

「生活困窮者自立支援法の家計改善支援事業は知らない」。

(c) 家計相談支援にはどのような方法が効果的と考えているか

「家計相談支援は職員がしようと思っても、メソッドがわからない」。

「家計管理に対して意欲のある人はすでに問題なくできているが、知的障害やそれに近い利用者には講座などの方法はなじまないのではないか」。

以上のように、職員からは家計という利用者のセンシティブな部分に触れることに対する躊躇や、生活全般に関する困りごとに対応する支援を行っていることから、特に家計相談支援に特化した支援は行われていない。ただし、入所者に知的障害があるなどの場合は例外的に通帳の預かりと出納管理を行っている。

一方で、職員にとっては、家計相談支援についての方法などは知られておらず、特に知的障害などのある利用者には講座形式などの支援方法がなじまないと考えられている。

厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局家庭福祉課（2014）56 頁の「コラム」には、「健康管理・

家計管理について」次のように述べられている。

「金銭の管理については、その方法や内容によっては権利侵害となる恐れが高いということ意識する必要があります。金銭の自己管理が苦手な母親が希望している等のやむを得ない場合に限り、金銭管理支援を行います。その場合も、管理についての内容を具体的にわかりやすく説明し、その内容を明文化した書面を作成することが望まれます。必要以上に支出や使途を制限・コントロールしたり、支出内容が母親の希望とかけ離れたものにならないよう十分な配慮が必要です。」

当然のことながら、母子生活支援施設は厚生労働省の母子生活支援施設運営ハンドブックから支援内容が逸脱しないことが求められる。しかし、上記の文面からは、母子生活支援施設での家計相談支援が金銭の出納管理という限定的な側面で捉えられていることがうかがえる。

4 まとめ——母子生活支援施設利用者への家計相談支援の今後

(1) 調査結果から明らかになったこと

鳥山は「現在の家計管理の大部分が外部化され、同時に市場の影響が大きく、自己裁量で『管理』できる範囲が非常に限られていること、そうしたなかで家計管理を行うことが容易ではないこと、収入が低かったり不安定であったりする場合にはその難しさは増し、借金や滞納リスクを高める」と指摘している（鳥山 2017）。

この指摘を本調査結果に基づいてもう少し具体的に見ていくと、利用者の家計収支のコントロールを難しくしている主な要因として、社会保障制度の運用に起因する次の2点が存在することが明らかになった。

1点目は、上述したように児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童手当などの手当や生活保護費の支給方法が毎月の収入の平準化に寄与していないという問題点である。

2点目は、最低限の生活を送ることが想定されている生活保護受給世帯に対して、自己負担や立替え払いを強いているため、預貯金というバッファの乏しい生活保護受給世帯の家計をさらに圧迫していることである。

Gloukoviezoffが「金融排除の過程は、金融へのアクセスや使用の困難に直面した人々が所属する社会において『当たり前の生活』を営めなくなる過程のこと」と定義しているように、本調査結果から、次のことが明らかになった。すなわち、母子生活支援施設利用者がDV被害に遭った結果として母子生活支援施設に入所することになっていく過程には、適切な金利の貸付を利用できずに高金利の消費者金融からの債務を抱えて自己破産したり、クレジットカードを持てなくなったり、生活保護受給に至るなど、「当たり前の生活」を営めなくなっていった過程の存在である。

母子生活支援施設利用者にとって、安定した雇用による就労収入の確保、手当や生活保護費による現金給付の充実は必要不可欠であるが、一方で、家計収支をコントロールするための手立てとしての家計相談支援もあわせて必要とされるだろう。

しかし、実際に母子生活支援施設職員によって行われている家計相談支援の内容は、知的障害のある母親に対する通帳の預かりや出納管理などの金銭管理であった。

先行研究で紹介した、我謝による母子生活支援施設の支援者に対するグループインタビュー調査結果では、「支援者へのサポートを行う体制があることが母子生活支援施設における支援の課題」であるとしている。また、増井らは、多様な利用者に対して「施設入所中の他機関との協働と退所時に支援を他機関につなぎ、その後も地域において支援が継続するという重層的な連携」の必要性について述べている。

現在は、母子生活支援施設職員の努力に依存している家計相談支援であるが、今後は職員を支援し、利用者の入所時、入所中及び退所後のそれぞれのステージにおける家計相談支援の窓口につなげていく必要がある。

（2）家計改善支援事業の示唆するもの

平成26年度厚生労働省社会福祉推進事業報告書「生活困窮者自立支援法に基づく家計相談支援事業の実施・運営のあり方に関する調査・研究事業 家計相談支援事業の運営のガイドライン（手引き）」によると、『『家計管理』とは『家計の現状を理解し、将来の生活の見通しを踏まえて家計の方針を立てたうえで、毎月（あるいは毎週、毎日）の収支を管理していくこと』を指す。

2015年から施行されている生活困窮者自立支援法において、家計相談支援事業（現・家計改善支援事業）は、厚生労働省生活困窮者自立支援法施行状況（2019年3月）によると、全国で362か所の自治体が実施している。

行岡（2018）は、家計改善支援事業の効果として、①生活者の現状を本人自身が把握できること、②支援者からも相談者の状況、家族も含め周りの様子・関係性がみえること、③収入が増やせない場合は、支出の範囲を具体的な数字で把握できること、④借金、滞納の問題には家計表とキャッシュフロー表が役に立ち、返済額や終了目標が定まり、将来がみえて生活の不安が希望につながることを挙げている。

また、家計改善支援事業従事者研修も全国的に行われている。例えば、2018年10月に実施されたA自治体家計改善支援事業従事者研修（ステップアップ）資料には、次の事例が取り上げられていた。

（相談に至った経過）

母子世帯の子どもの進学（大学）にともなう学費の融資が、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度、生活福祉資金貸付制度ともに断られた。理由は公的債務などがあり、給与が差し押さえられているためである。

（相談員の対応）

住宅ローンと金融負債などの返済状況を確認、債務総括表を作成し、給与・賞与明細で収入額を把握し、元夫からの養育費の確認を通帳で行い、家計表を作成した。その上で、借入れを行った場合の家計収支についてシミュレーションを実施し、家計支出の削減可能な内容と金額について、本人とともに協議した。

(相談の効果)

自治体独自の融資を受けた結果、給与の差し押さえは解除され、その後、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の修学資金を利用することができた。

この事例は、金融と社会保障・社会福祉制度に関する知識・技能を用いた家計改善支援事業支援員の相談支援によって、母親のみの努力ではアクセスできなかった公的貸付（母子福祉貸付資金事業・生活福祉資金貸付事業）という公的な金融サービスが利用可能になったことを示している。

家計改善支援事業は対象者として施設入所者を除外しないが、母子生活支援施設 X では職員に知られていなかった。

母子生活支援施設利用者が必要としている家計相談支援には、金銭管理だけでなく、入所直後—入所中—退所の流れに沿って、母と子が望む生活を実現することに寄与する役割を求められている。そのためには、母子生活支援施設職員をサポートする家計相談支援を実施することが必要と考える。

(さとう・じゅんこ 佛教大学福祉教育開発センター講師)

【参考文献】

- 岩田正美 (1991) 『消費社会の家族と家計管理に関する実証研究』(現代家族史シリーズ 2) 培風館。
- A 自治体家計改善支援事業従事者研修 (ステップアップ) 資料 (2018 年 10 月 22 日)。
- 戒能民江 (2002) 『ドメスティック・バイオレンス』 不磨書房。
- 我謝美佐子 (2015) 「母子生活支援施設における支援の実態と期待されるソーシャルワーク——支援者へのグループインタビューを通して」『聖徳大学研究紀要』第 26 号, 85-92 頁。
- 厚生労働省 (2017) 「平成 28 年全国ひとり親世帯等調査結果報告」。
- 厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局家庭福祉課 (2014) 『母子生活支援施設運営ハンドブック』。
- 佐藤順子 (2019) 「Domestic Violence と多重債務——女性に対する『経済的暴力』を考える」『最新精神医学』第 24 巻第 4 号。
- 全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会 (2015) 「平成 26 年度全国母子生活支援施設実態調査報告書」。
- 鳥山まどか (2017) 「子育て家族の家計——滞納・借金問題から考える」松本伊知朗編 『『子どもの貧困』を問いなおす——家族・ジェンダーの視点から』法律文化社。
- 中澤香織・鳥山まどか (2016) 「調査報告：北海道の母子生活支援施設の現状」『教育福祉研究』(北海道大学大学院教育学研究院・教育福祉論研究グループ) 第 21 号, 108-140 頁。
- 平成 26 年度厚生労働省社会福祉推進事業報告書 『生活困窮者自立支援法に基づく家計相談支援事業の実施・運営のあり方に関する調査・研究事業 家計相談支援事業の運営のガイドライン (手引き)』。
- 増井香名子・岩本華子・山中京子 (2019) 「女性を保護する入所施設に対する利用者調査からみる施設の特徴：レジデンシャル・ソーシャルワークの検討をめざして」『社会問題研究』(大阪府立大学) 68 号, 23-37 頁。
- 文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム (2019) 「平成 29 年度就学援助実施状況調査報告」。
- 行岡みち子 (2018) 「背景と相談者の実態——グリーンコープの実践から」埋橋孝文・同志社大学社会福祉教育・研究支援センター編 『貧困と生活困窮者支援——ソーシャルワークの新展開』法律文化社。
- Gloukoviezoff, Georges (2007) "From Financial Exclusion to Overindebtedness: The Paradox of Difficulties for People on Low Incomes?", in L. Anderloni, M.D. Braga, and E. Carluccio eds., *New Frontiers in Banking Services: Emerging Needs and Tailored Products for Untapped Markets*,

Springer.

Gloukoviezoff, Georges (2011) *Understanding and Combating Financial Exclusion and Overindebtedness in Ireland: A European Perspective*, The Policy Institute, Ireland.

資料1 調査票・フェイスシート

調査日時	年 月 日 () : ~ :		
調査員氏名		調査対象者	
年齢層	20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳以上		
性別	女性 男性 その他 無回答		
就業状況	正規雇用 非正規雇用 (パート/アルバイト/契約/派遣/その他) 自営業 (業種:) 無職 退職 求職中 専業主婦・主夫 就学中 その他 ()		
世帯人数・世帯構成	世帯人数 (同居して生計を一にする者) () 人 世帯構成 本人のみ 配偶者 子 父母 祖父母 孫 他の親戚 その他 ()		
住居	持ち家 賃貸 施設 その他 ()		
家賃・住宅ローン	家賃 約 () 円/月 住宅ローン返済 約 () 円/月		
障害	障害のある世帯員がいる (身体/知的/精神/発達/内部/その他) 障害のある世帯員はいない		
2016年の収入 (手取り額)	本人の収入 月間平均 () 万円程度 世帯全体の収入 月間平均 () 万円程度 生活保護		
貯蓄	預貯金 約 () 万円		
負債	負債残高 約 () 万円 うち住宅ローンを除く負債残高 約 () 万円		
公的年金加入	国民年金 厚生年金 共済年金 配偶者の第3号被保険者 未加入 免除 わからない		
健康保険加入	国民健康保険 健康保険 (国民健康保険以外) 配偶者の保険 未加入 免除 わからない		
銀行口座の保有	口座を持っている 持っていない わからない		
個人保険の加入 (健康保険以外)	生命保険 (医療保険を含む) 学資保険 未加入 損害保険 (自動車, 火災, 地震, 家財などの保険を含む) 中小企業保険 その他の保険 ()		
銀行口座の主な用途	給与・年金等の振込 公共料金の支払 預貯金 送金・仕送り クレジットカード決済 その他 ()		
クレジットカード	クレジットカードを保有している () 枚 保有していない		

資料2 調査票・自由回答項目

(1) 家計収支

- ①収入の急減、支出の急増により、生活が苦しくなったことはあるか。その主な原因は。
- ②収入額は毎月大きく変動するか。その主な原因は。
- ③現在、家計が黒字になっているか。生活費が不足しているか。
- ④生活費が不足した際の対応：出費の切り詰め、預貯金の取り崩し、支払の延期・滞納、料金の減免、保険の解約、借り入れ、公的機関や支援団体からの救済・支援、親戚・知人・友人・近隣からの支援など。
- ⑤家計をどのように管理しているか：家計簿をつけている、支出超過にならないよう注意している、月の予算を設定している、特に意識していない、その他。
- ⑥生活が困窮している、あるいは生活保護を受給している場合、どのような経緯でそうなったのか、簡単に教えてほしい。
- ⑦病気・怪我の治療や障害者の介護に多額の費用を要し、家計が窮迫した経験はあるか。その際、どのように費用を工面したのか。

(2) 貯蓄・資産運用

- ①通過性の預貯金（普通預金など、金利の低いもの）だけでなく、貯蓄性の預貯金（定期預金など、金利の高いもの）で資産を運用しているか。
- ②将来の目的のために貯蓄しているか（学費、結婚、起業、老後、住宅、自動車など）。
- ③自分の家計の収入や資産額に見合った貯蓄や資産運用の方法を見つけているか。
- ④身近に相談できる存在はあるか。
- ⑤どのような貯蓄の制度があれば良いと思うか。

(3) 負債・借り入れ

- ①これまでに利用したことのある借入金は？（選択式：住宅ローン・教育ローン・自動車ローン・上記以外で銀行・信用金庫・労働金庫など金融機関からの借り入れ・貸金業者（消費者金融）からの借り入れ・クレジットカードによる借り入れ（キャッシング）・銀行カードローンによる借り入れ・年金担保貸付（福祉医療機構）・生活福祉資金／母子寡婦福祉資金・親戚・友人・知人・近隣などからの個人的な借り入れ・その他の借り入れ）。
- ②上記でお金を借りたときの条件は厳しかったか（保証人探し、審査期間の長さ、金利など）。
- ③これまでにお金を借りる申し込みをして、断られたという経験があれば、教えてほしい。自分の条件に合って、お金を貸してくれる金融機関を見つけるのは難しかったか。
- ④公的な貸付制度を知っているか（生活福祉資金、母子寡婦福祉資金、教育ローンなど）。
- ⑤自分の条件に合った、納得できる貸付制度を見つけているか。身近に相談できる存在はあるか。
- ⑥これまでにお金を借り入れて、返済が苦しくなった経験があれば、教えてほしい。返済の繰り延べ（延期）や、減額などの調整をしたことはあるか。
- ⑦どのような借り入れの制度があれば良いと思うか。
- ⑧クレジットカードによる分割払いやリボ払い、キャッシングは高い金利を課されるが、これらを利用して支払や返済に苦しんだ経験はあるか。

(4) 年金

- ①公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）に加入しているか。最低加入期間（新制度10年）を満たしているか。あるいは、満たせる見込みがあるか。
- ②2016年の1年間に、年金保険料をどの程度納付したか。（選択肢：すべて納付した、未納付期間あり、すべて未納付だった、免除・猶予されていた、わからない）。
- ③年金を受給している場合、隔月受給によって家計が不安定にならないか。
- ④年金について、思っていること、困ることがあれば自由に聞かせてほしい。

(5) 健康保険

- ①健康保険に未加入の場合、医療費は全額自己負担となるが、受診を抑制してしまうことはあるか。あるいは、医療費の負担が家計を圧迫してしまうことはあるか。
- ②2016年の1年間に、健康保険の保険税をどの程度納付したか。（選択肢：すべて納付した、未納付期間があった、すべて未納付だった、免除・猶予されていた、わからない）。
- ③健康保険について、思っていること、困ることがあれば自由に聞かせてほしい。

(6) 金融サービスの利用でトラブルに遭った経験

- ①多重債務、債務整理、自己破産などの経験はあるか。
- ②ヤミ金融や、金融関連の詐欺被害に遭ったことはあるか。
- ③どのようにトラブルを解決したのか（法テラス、弁護士など）。

(7) その他

- ①自宅の近くに金融機関の支店やATMがなく支障をきたすことはあるか。
- ②支店の営業時間中に、あるいはATMの無料利用時間中に利用できずに支障をきたすことはあるか。
- ③何か情報を集めて調べる手段として、自治体の発行する広報紙や、インターネット（スマートフォンやPCなど）などを普段から利用している。